

森町立三倉小学校いじめ防止基本方針

－はじめに－

この森町立三倉小学校いじめ防止基本方針（以下「学校基本方針」という。）は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律71号（以下「法」という。））第13条の規定に基づき、本校におけるいじめの防止等のための対策を効果的に推進するために策定するものである。

1 いじめの防止等のための基本的な考え方

（1） いじめの定義

いじめとは、「児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人間関係のある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているもの」とする。

（2） いじめの基本的な考え方

学校は、「いじめは、どの子供にも、どこでも起こりうるもの」という認識をもち、教育活動全体を通して「いじめは絶対に許される行為ではない」ことの理解を促していく。

ア いじめの未然防止のため、学校全体でいじめを許さない、見て見ぬ振りをしない雰囲気づくりに努め、子供一人一人の自尊感情や、規範意識、人権感覚を育み、健やかでたくましい心を育む教育活動を推進する。

イ いじめの早期発見・早期対応のため、家庭や地域と連携・協力して、積極的ないじめの発見に努め、学校・家庭・地域・町教委や放課後子ども教室などの関係機関およびスクールカウンセラー等と連携して速やかに対応する。

2 いじめの未然防止のための取組

（1） 安心できる学級づくりの推進

ア 学級の中での居場所づくり（所属感）

イ 一人一人が主役になり、活躍できる場面づくり（自尊感情）

ウ 安心・安全に学校生活を送ることができる集団づくり（安心感）

エ 下記の児童を含めた個々の児童の特性を理解し、それらを踏まえた適切な支援の体制づくり

（ア） 発達障害を含む、障害のある児童がかかわるいじめについては、個々の児童の障害の特性を理解するとともに、個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用した情報共有を行いつつ、当該児童のニーズや特性を踏まえた適切な指導及び必要な支援を行う。

なお、帰国した児童や外国人の児童、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童、性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童、東日本大震災により被災した児童又は原子力発電所事故により避難している児童が在籍する場合は、文部科学省「いじめの防止等のための基本的な方針」に則って行う。

- (2) 分かる授業づくりの推進～複式授業の充実～
- ア すべての児童が参加・活躍できる授業を工夫する。
 - イ 公開授業をすべての教員が行い、生徒指導の観点からも話し合う。
 - ウ 授業中のルールやマナー、指導の在り方の見直しをする。
- (3) 人権教育、道徳教育の推進
- ア 日常の教育活動で人権感覚を養う内容を意識して企画し、実践する。
 - イ 児童がいじめ問題を自分のこととして捉え、考え、議論することにより、いじめに正面から向き合うことができるよう、具体的な実践事例などをふまえた道徳教育の充実を図る。
 - ウ 「思いやり」について考える授業を道徳以外に学活の年間指導計画に位置付け、実施する。
 - エ いじめ防止の基盤をつくるため、朝会の話や、学級活動等で「自分がされていやなことは人にしない・言わない」の意識付けを図る。
- (4) 子供の自主的活動の場の設定
- ア 縦割り活動（委員会、清掃など）、クラブ活動を通して、異年齢の集団づくりを経験する。
 - イ 学級活動や児童会活動で子供が自主的にいじめについて考える機会を設ける。
 - ウ 平成30年度に作成したいじめ防止に向けてのスローガンを全校児童に周知し、いじめゼロの気運を高め、意識の向上を図る。
 - エ 他校児童との交流の振り返りを行い、自分自身の言動を見つめ直す機会を設ける。
- (5) 社会体験・自然体験・福祉体験等の体験活動の充実
- ア 6年生において、修学旅行（集団生活・社会体験～天方小学校と合同）を計画的に実施し、普段とは異なる集団の中での人間関係を学び、人権感覚を高める。
 - イ 総合的な学習の時間（みどり学習）において、デイサービス（みやま荘）の訪問をする体験活動を実施し、お年寄りを思いやり、大切に作る気持ちを育てる。
- (6) 計画的なソーシャルスキルトレーニングや教育相談の実施
- ア 人間関係プログラムを実施し、学級づくりの基礎をつくる。
 - イ スクールカウンセラーと連携し、教育相談を計画的に実施する。
 - ウ スクールカウンセラーと連携し、校内研修でエンカウンターを行う。
 - エ 他校との交流学習の機会をとらえ、個々の児童特有の関係構築の特性をつかみ、よりよい人間関係づくりのあり方を考える機会とする。
- (7) 保護者への啓発、関係機関との連携
- ア スクールカウンセラーによる計画的な教育相談を実施する。
 - イ 「いじめ・暴力対策」相談窓口を紹介する。
 - ウ スクールソーシャルワーカーと連携して、積極的にケース会議を開催する。
 - エ 年度当初のPTA総会等の折に、学校からいじめに関する取り組みについて保護者に説明し理解と協力をお願いする。
 - オ 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を、学校評価の評価内容に位置

付ける。

- カ P T Aや、地域の関係団体等との連携を図りながら、いじめ防止対策推進法の趣旨及び法に基づく対応に係る広報啓発を充実する。

3 いじめの早期発見のための取組

- (1) 日常の対応（児童が発するサインを見逃さないための児童理解と情報共有）

ア 休み時間の児童観察

- (ア) 児童の中に入って（一緒に遊びながら）、児童一人一人との会話をもとに、人間関係を観察する。
（特に春休み明け、夏休み明け、冬休み明けの1週間ぐらいは注意する。）
- (イ) 児童が遊ぶ様子や言動から人間関係を観察する。けんかやふざけ合いがあっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、注意深く観察する。
- (ウ) 担任は、結果を職員会議の生徒指導部会等で報告し共有する。
- (エ) 出入り授業の教員は、授業での様子やその他の場面で気付いたことを日常的に担任に報告し、情報を共有する。
- (オ) 放課後子ども教室の様子も確認し、スタッフの方からも情報を得る。

- (2) 生活アンケート（いじめ調査）の実施

生活アンケートを毎月実施し、アンケートの内容を全職員で共有し、児童の様子を共通理解する。アンケートの内容はその都度変えていく。（翌月第1週）

- (3) 相談体制の充実

ア 児童との面談（担任以外も積極的に児童に関わる。）

- (ア) 定期的な個人面談（学期に1回。）
- (イ) 生活アンケートからの面談
- (ウ) 3日以上欠席があった場合、家庭訪問を実施する。

イ 保護者面談・調査

- (ア) 教育相談日の実施（随時・必要に応じて）
- (イ) アンケートの実施（「いじめのサイン発見シート」：文科省資料）

- (4) 情報モラルに関する講座を保護者と一緒に体験する。（隔年）

親子で情報モラル（携帯・スマートフォンの使い方、PCやゲーム機からのインターネットへの接続等）に関係すると思われる内容について扱う。

4 いじめの早期対応のための取組

- (1) いじめのレベルと対応

いじめのレベルを5段階に分ける。

レベル1	悪口を言われる。からかわれる。
レベル2	仲間はずれにされる。無視をされる。物を隠される。
レベル3	レベル1・2が継続して行われる。身体的苦痛を伴う行為（叩く、蹴る、ボールを投げつけるなど）が行われる。
レベル4	いじめが原因で保健室登校や不登校になる。

- b 保護者へ学校の指導方法について十分説明し、家庭の理解・協力を得る。
- c 丁寧な個別指導を行い、安易な謝罪ですませず、相手の心の痛みを理解させ、自らの生き方をじっくり考えさせる。
- d いじめに至った原因や背景を踏まえ、再発防止に向けて継続的な支援をする。
- e 必要に応じて、いじめた児童に対しても心のケアを行う。

(ウ) 他の児童への対応

- a はやし立てたり、見て見ぬふりをしたりすることは、いじめているのと同じだということを指導する。
- b いじめをなくすための勇気ある行動ができなかった自分を見つめ直し、集団としても個人としても再発を防ぐための手立てを指導する。

(エ) 保護者への対応

- a 保護者に事実を伝え、指導方針と具体的な方策を提示して、再発防止への協力をお願いする。
- b 解決するまで学校が主になって取り組み、解決後にも定期的に学校での様子を報告する。

(4) いじめが解決した後

ア 継続的な経過観察と支援

(ア) いじめの解決は、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

- a いじめに係る行為が相当の期間止んでいること。この相当の期間とは少なくとも3ヶ月間を目安とする。(いじめ被害の重大性によっては、学校の判断により、さらに長期の期間を設定するものとする。)
- b 被害者が心身の苦痛を感じていないこと、被害者がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること、また、被害者本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

(イ) 解決したとと思っていたいじめが再発する場合もある。保護者と連携しながら、経過観察を続けていく。必要に応じて、いじめ対策委員会(ケース会議)を開催し、問題の再検討や追加の支援策を検討する。また、進級・進学の際には、確実な引継ぎを行う。

(ウ) 再発防止・未然防止に向けた指導体制の点検を行う。

5 いじめ防止等のための校内組織

(1) いじめ解決委員会(ケース会議)

ア 目 的 ○ 学校いじめ防止基本方針の検証や緊急時(重大事態等)へ対応する。

イ 構 成 員 <校内> 校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、人権教育担当、養護教諭、該当学級担任

<外部> スクールカウンセラー、スクールサポーター、スクールソーシャルワーカー 等

ウ 活動内容 ○ 方針と児童への指導計画を立てる。

- ・いじめられている児童への支援
- ・いじめている児童への指導
- ・他の児童への指導
- ・保護者への説明

エ 開催時期 ○ 定期として年2回（5月・1月）開催する。また、いじめ事案発生等の緊急時に必要に応じて開催する。

(2) いじめ対策委員会（生徒指導委員会）

ア 目的 ○ 校内のいじめ等の情報交換を行う。

イ 構成員 <校内>全職員

<外部>スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー 等

ウ 活動内容 ○ 児童理解と情報の共有、方針の確認

- ・児童情報の共有（気になる児童や指導の経過など）
- ・対応についての話し合い

エ 開催時期 ○ 毎月、職員会議の前に実施する。

(3) 三倉っ子いじめ防止対策委員会

ア 目的 ○ 校内外のいじめ等の情報交換を行う。

イ 構成員 <校内>校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、人権教育担当、養護教諭、該当学級担任

<外部>スクールカウンセラー、スクールサポーター、保護者代表（PTA役員）、学校評議員等

ウ 活動内容 ○ 児童理解と情報の共有、方針の確認

エ 開催時期 ○ 定期として年2回（6月と2月）開催する。

6 重大事態への対応

学校が法の第28条により、当該事案を重大事態と判断した場合には、速やかに町教委や関係機関へ報告するとともに、学校が調査主体となった場合は、次のとおり対応する。

(1) 重大事態の調査組織の設置

いじめ対策委員会を母体として、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者に参加してもらいながら、調査の公平性・中立性が確保できるような「三倉小いじめ特別委員会」を設置する。

(2) 情報収集（事実関係を明確にする）

ア いじめ行為の事実関係を、可能な限り全て残さず明確にする。その際、客観的な事実関係を速やかに調査し、原因と結果の特定を急いではない。

イ 学校が先行して調査した場合でも、特別委員会の判断で調査の再分析や必要に応じて新たな調査を実施する。

ウ 児童や保護者に、調査をする際には、いじめられた児童や保護者にその結果を提供する場合があることを、事前に説明しておく。

(3) 情報の提供

- ア いじめを受けた児童及び保護者に対して、調査により明らかになった事実関係について、調査の経過も含めて適切に伝える。
- イ 関係者の個人情報に十分配慮しながら、伝える。（個人情報の保護を意識しながら伝えるべき内容はきちんと伝える。）

(4) 調査結果の報告

調査結果を市教委に報告する。また、いじめを受けた児童又は保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童又は保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

(5) 必要な措置

調査結果を踏まえ、町教委の指示のもと、連携をとって必要な措置を速やかに実施する。

(平成25年4月 制定)
(令和元年8月 一部改訂)